

「地域住民のデジタルリテラシー向上推進事業」に関するQ&A

Q 1. 「実施機関」には、どの程度の制限があるのか。「NPO」は例示されているが、任意団体や個人グループも「実施機関」に含むものと捉えてもよいのか。

任意団体や個人グループも「実施機関」に含めてよい。しかし、より多くの地域住民が参加しやすい講座になるよう、複数の任意団体・個人グループを一会場に参集させて、1つの講座とするなどの工夫は必要である。

Q 2. 人数規模の想定はあるのか。

人数に制限は設けないが、特定少数の個人グループが「実施機関」となる場合には、他の地域住民が参加しにくい講座になり、地域住民の学習機会を妨げる要因になるため、Q 1に記載の工夫を求めたい。

Q 3. 要項の「8 期待する成果」について具体的な成果指標はあるのか。

実施機関が、講座の実施に当たって、要項「8 期待する成果」にもとづいた指標をアンケート項目として設定し、事業の効果を測定する。

Q 4. 要項の「8 期待する成果」の（１）及び（２）の違いは何か。

（１）は地域住民が実際生活に即したパソコンやスマホ、アプリの操作などの知識・技術を習得することを想定したものであり、（２）は社会教育関係職員等が、住民に（１）に記載の成果をもたらすための講座を企画・運営するために必要な知識・技術を習得することを想定したものである。

Q 5. 申請手続きは市町村教育委員会を経由しなくてもよいのか。

実施機関が直接、北海道立生涯学習推進センターに申し込んでよい。ただし、実施機関（市町村教育委員会等）による取りまとめを妨げるものではない。

Q 6. 「実施会場」について、教育委員会が管轄している社会教育施設が例示されているが、教育委員会以外の機関が実施する場合、教育委員会の「共催」は必要か。

「共催」の必要はない。

Q 7. 必要に応じて参加者から参加費を徴収してもよいのか。

本事業において制限は設けていないため、実施機関で判断してよいが、実費相当程度とする。

Q 8. 選考基準はあるのか。

現時点で選考基準は設けていない。7会場以上の申請があった場合には、実施地域に偏りがないよう、個別に「実施計画書」の内容を精査し、判断する。

Q 9. 本事業実施後に、継続した事業として実施する必要があるのか。

デジタルデバイド解消の観点から、継続して実施されることが望ましい。しかし、本事業は単年度事業であることに留意されたい。

※単年度事業として、広く講座の実施を促し、デジタルリテラシーに関する地域住民の学びの機会を量的に拡大するきっかけをつくるのが、本事業の趣旨である。

Q10. 自前で用意した講師に対しての謝金を充てるために本事業を活用してもよいのか。

講師の派遣に要する旅費及び謝金は、北海道立生涯学習推進センターが負担することから、講師の選定についても当センターが行う。

Q11. 実施計画書「9 講師派遣に当たっての希望等」はどのようなことを記載したらよいのか。

計画に当たり講師の技能等に関する希望があれば、記載すること。特に希望がない場合は、記載の必要はない。

令和6年度の本事業では、講師として道総務部DX課や企業と連携し、携帯電話会社のスタッフを選定していた。

この他、令和7年度は北海道立生涯学習推進センターの講師・指導者情報データベース登録されている講師等を派遣する予定。

特定の講師を招聘したい等の希望については、実施計画書提出前に北海道立生涯学習推進センターまで相談すること。

以 上